



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年3月17日（火） 第10380号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を改正する規則（建築課）	2
告 示	
○監視伝染病の検査命令（農政課）	1 2
○同	1 2
○家畜の注射の実施（同）	1 3
○都市計画事業の認可（都市整備課）	1 4
公 告	
○都市計画用途地域の変更に係る縦覧（都市計画課）	1 4
○都市計画地区計画の変更に係る縦覧（同）	1 5
○同	1 5
○同	1 5
○同	1 5
○都市計画公園の変更に係る縦覧（同）	1 6
○同	1 6
○同	1 6
○道路位置の指定（建築課）	1 6
○開発工事の完了（同）	1 7
教育委員会規則	
○群馬県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則（学校人事課）	1 8
落 札	
○落札者等の決定（下水環境課）	1 9
正 誤	
○令和7年10月17日群馬県告示第223号（砂防課）	1 9

■ 規則

群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十七日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第十六号

群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を改正する規則

群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(令和七年群馬県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令」を、「国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

(申請の取下げ)

第十条の二 次に掲げる申請を取り下げようとする者は、取下届出書(別記様式第十二号の二)を知事に提出しなければならない。

- 一 法第十二条第一項又は第三十条第一項の規定による許可の申請
 - 二 法第十五条第一項又は第三十四条第一項の規定による協議の申請
 - 三 法第十六条第一項又は第三十五条第一項の規定による変更の許可の申請
 - 四 法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項又は法第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の規定による変更の協議の申請
- 別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第2号（規格A4）（第5条関係）

設計者の資格に関する申告書

年 月 日				
群馬県知事 宛て	設計者 住所 氏名 生年月日 電話番号			
次のとおり申告します。				
資格該当条項等	概要	○印欄	添付書類等	
盛土規制法施行令	第22条第1号	大学等卒業者（土木又は建築）で土木又は建築技術経験2年以上	卒業証明書	
	第22条第2号	3年課程短期大学卒業者（土木又は建築）で土木又は建築技術経験3年以上	卒業証明書	
	第22条第3号	短期大学又は高等専門学校等卒業者（土木又は建築）で土木又は建築技術経験4年以上	卒業証明書	
	第22条第4号	高等学校又は中等教育学校等卒業者（土木又は建築）で土木又は建築技術経験7年以上	卒業証明書	
	第22条第5号	（次に掲げる者）	/	/
盛土規制法施行規則	第35条第1号	土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了した者	宅地造成技術講習会修了証	
	第35条第2号	（次に掲げる者）	/	
昭和37年建設省告示第1005号	第1号	大学院又は専攻科等1年以上在学者（土木又は建築）で、土木又は建築技術経験1年以上	在学期間を証明する書類	
	第2号	技術士法第2次試験のうち以下の技術部門合格者 ・建設部門 ・農業部門（選択科目「農業農村工学」） ・森林部門（選択科目「森林土木」） ・水産部門（選択科目「水産土木」） 旧技術士法第2次試験のうち以下の技術部門合格者 ・林業部門（選択科目「森林土木」） ・農業部門（選択科目「農業土木」）	技術士の資格証明書	
	第3号	一級建築士	一級建築士の資格証明書	
	第4号	その他国土交通大臣が認めた者		
実務経歴	会社・団体名及び所在地	職名	主な経験の内容	期間
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
注 1 該当する資格該当条項の○印欄に○を記すこと。 2 資格該当条項ごとに記載されている添付書類を添えること。 3 主な経験の内容の欄には、土木工事又は建築工事の設計、工事監理、施工管理等の技術に関する経験のみを記入すること。				

「な お、当該物件が公共施設の用に供する土地になった場合について、異議ありません。」や「同意書」及び「同意書」を提出する。

主たる取引金融機関	
工事監理者住所氏名	

主たる取引金融機関	
-----------	--

- 法人の登記事項証明書
- 工事主の預金残高証明書
- 工事主の資金借入又は融資証明書
- 工事主が法人の場合であつては、最近3年間の法人税の納税証明書及び事業経歴書、個人の場合にあつては、最近3年間の所得税の納税証明書
- 工事主が法人の場合にあつては、発行済み株式総数の100分の5以上を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるとき、以下の書類
 - 住民票の写し又は個人番号カードの写し
 - 当該株主の有する株式の数又は当該出資している者のなした出資の金額が確認できる書類
- 工事主が以下の点に該当しないことを誓約する書類
 - 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 罰金(盛土規制法を含む。以下同じ。)又は法に基づき処分を違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
 - 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可が取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者
 - 工事主が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)等に該当しないことを誓約する書類
- 資金計画書(宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則別記様式第3)
- 預金残高証明書
- 資金借入又は融資証明書
- 工事主が以下の点に該当しないことを誓約する書類(工事主が法人の場合においては、役員全員について記載すること)
 - 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 罰金(宅地造成及び特定盛土等規制法を含む。以下同じ。)又は法に基づき処分を違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
 - 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可が取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者

- 工事主が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)等に該当しないことを誓約する書類(工事主が法人の場合においては、役員全員について記載すること)
- 工事主が個人の場合においては、以下の書類
 - 所得税の納税証明書(その1)(直前3年間)
- 工事主が法人の場合においては、以下の書類
 - 法人税の納税証明書(その1)及び事業税の納税証明書(直前3年間)

- 事業経歴書
- 直前3年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表
- 当該株主の有する株式の数又は当該出資している者のなした出資の金額が確認できる書類(株主調書)(参考様式)
- 工事主が法人の場合であつて、保有株式が発行済み株式総数の過半を有する株主又は出資の額の過半の額に相当する出資をしている者があるときは、以下の書類
 - 出資している者が個人の場合、個人番号カード、運転免許証等の公的な機関が発行したもので住所及び氏名が確認できる書類の写し又は住民票の抄本
 - 出資している者が法人の場合、当該法人の登記事項証明書

- 「法人の登記事項証明書(個人の場合は以下の場合)
 - 税務署に開業届を提出している場合
 - 税務署に開業届を提出していない場合

「開発区域に含まれる名称」及び「工事をする土地の所在地番」

「法人の登記事項証明書(個人の場合は以下の場合)

- 税務署に開業届を提出している場合
- 税務署に開業届を提出していない場合

 」

「宅地造成及び特定盛土等規制法」及び「以下のとおり、宅地造成及び特定盛土等規制法」及び「以下のとおり工事の着手の届出をします。」及び「工事に着手したので、届け出ます。」及び「注 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。」及び「注 申請者が法人である場合」と。

「注 1 申請者が法人である場合」と。
 2 添付書類
 標識の設置状況を明らかにする工事の工程を示す書類

する写真

別記様式第十号を次のように改める。

に改める。

別記様式第10号（規格A4）（第9条関係）

軽微変更届出書

年 月 日

群馬県知事 宛て

届出者 住 所
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第2項
第35条第2項 } の規定により、宅地造成等に関する工事の

変更について次のとおり届け出ます。

1	工事の許可番号	年 月 日 群馬県指令建第 号	
2	土地の所在及び地番		
3	事項	変更前	変更後
	変更に係る事項		
4	変更の理由		
	※土木事務所受付欄	※建築課受付欄	備考

※（処分庁記載欄）
第 号
上記届出は、 年 月 日受理しました。

- 注 1 法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 ※印のある欄は記載しないこと。

別記様式第十二号の次に次の一様式を加える。

別記様式第12号の2（規格A4）（第10条の2関係）

取下届出書

年 月 日		
群馬県知事 宛て		
届出者 住所 氏名		
年 月 日申請の宅地造成及び特定盛土等規制法第 条第 項の規定による 申請書（協議書）は、次の理由により取り下げたいので届け出ます。		
工事主の住所及び氏名		
申請をしている土地の所在地及び地番		
取 下 げ の 理 由		
※土木事務所受付欄	※建築課受付欄	備考
※（処分庁記載欄）		
第 号		
上記届出は、 年 月 日受理しました。		

注 ※印のある欄は記載しないこと。

別記様式第十五号を次のように改める。

別記様式第15号（規格A4）（第12条関係）

工事中止・廃止・再開届

年 月 日

群馬県知事 宛て

届出者 住 所
氏 名

下記のとおり、宅地造成及び特定盛土等に関する工事を中止（廃止・再開）したいので届け出ます。

記

1 許可年月日及び番号	年 月 日 群馬県指令建第 号 (最初に届け出た年月日 年 月 日)	
2 工事を（中止）している土地の所在及び地番		
3 工事を中止（再開・廃止）しようとする理由		
4 工事進捗状況及び防災・安全対策措置の施行状況について		
5 中止（廃止）後の責任者の職氏名・住所・連絡先について		
6 工事中止（廃止）の完了時期	年	月 日
※土木事務所受付欄	※建築課受付欄	備考
※（処分庁記載欄） 第 号 上記届出は、 年 月 日受理しました。		

- 注 1 法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 工事中止・廃止・再開については、該当する項目に○をつけること。
- 3 1欄は、届出工事の場合は、最初に届け出た年月日を記載すること。
- 4 4欄は、中止・廃止後も災害が生じないよう措置を取った状況を記載すること。
- 5 工事中止期間においても、宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告は必要です。
- 6 ※印のある欄は記載しないこと。

附 則

2 1 この規則は、公布の日から施行する。
この規則の施行の際現に改正前の群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の規定により提出されている申告書等は、改正後の同規則の相当規定により提出されたものとみなす。

■ 告 示

◎群馬県告示第61号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

令和8年3月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 実施の目的 次に掲げる家畜伝染病の発生を予防し、又はその発生の状況及び動向を把握するため
 - (1) ヨーネ病
 - (2) 伝達性海綿状脳症
 - (3) 腐蛆病
- 2 実施する区域 所轄家畜保健衛生所長が指定する区域
- 3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲
 - (1) ヨーネ病にあつては、次に該当する牛で所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
 - ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後6月未満のものを除く。）
 - イ 種付け又は家畜人工授精若しくは家畜体外授精の用に供する精液の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛（生後6月未満のものを除く。）
 - ウ ア又はイに掲げる牛と同一施設内で飼育している牛（生後6月未満のものを除く。）
 - エ 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後6月未満のものを除く。）
 - オ 放牧予定牛（生後6月未満のものを除く。）
 - カ 集畜に伴う共進会出品予定牛（生後6月未満のものを除く。）
 - (2) 伝達性海綿状脳症にあつては、次に該当する家畜の死体
 - ア 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条第2号から第4号までに該当する場合を除く。）
 - イ 月齢又は推定月齢が18月以上のめん羊及び山羊で、所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
 - (3) 腐蛆病にあつては、所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた蜂群
- 4 実施の期日 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日
- 5 検査の方法
 - (1) ヨーネ病及び伝達性海綿状脳症にあつては、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に定める方法
 - (2) 腐蛆病にあつては、臨床検査及び細菌学的検査
- 6 その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

◎群馬県告示第62号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

令和8年3月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 実施の目的 次に掲げる監視伝染病の発生の予察
 - (1) ブルセラ症及び結核
 - (2) 豚熱
 - (3) アフリカ豚熱
 - (4) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ
 - (5) アカバネ病
- 2 実施する区域 県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) ブルセラ症にあつては、次に該当する牛で所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
 - ア 種付けの用又は搾乳の用に供する輸入牛（イの検査対象となったものを除く。）
 - イ 種付け又は家畜人工授精若しくは家畜体外授精の用に供する精液の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛（生後6月未満のものを除く。）
 - (2) 結核にあつては、種付けの用又は搾乳の用に供する輸入牛のうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
 - (3) 豚熱及びアフリカ豚熱にあつては、所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた豚
 - (4) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザにあつては、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）を100羽以上（エミュー及びだちょうの場合は、10羽以上）飼養する農場の家きんのうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
 - (5) アカバネ病にあつては、越冬していない牛のうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
- 4 実施の期日
 - (1) ブルセラ症、結核、豚熱、アフリカ豚熱並びに高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザにあつては、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日
 - (2) アカバネ病にあつては、令和8年6月1日から同年11月30日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日
- 5 検査の方法
 - (1) ブルセラ症及び結核にあつては、牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領に定める方法
 - (2) 豚熱にあつては、臨床検査、抗原検査及び血清学的検査
 - (3) アフリカ豚熱にあつては、臨床検査及び抗原検査
 - (4) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザにあつては、臨床検査及び血清抗体検査
 - (5) アカバネ病にあつては、臨床検査及び血清学的検査
- 6 その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

◎群馬県告示第63号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の注射を次のとおり実施する。

令和8年3月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 実施の目的 次に掲げる監視伝染病の発生を予防するため
 - (1) 牛ウイルス性下痢（Ⅰ型及びⅡ型）
 - (2) 牛伝染性鼻気管炎
 - (3) 豚熱
- 2 実施する区域 県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 牛ウイルス性下痢（Ⅰ型及びⅡ型）及び牛伝染性鼻気管炎にあつては、放牧予定牛
 - (2) 豚熱にあつては、家畜防疫員が必要と認めた豚及びいのしし
- 4 実施の期日 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日
- 5 注射、薬浴又は投薬の別及びその実施の方法
 - (1) 牛ウイルス性下痢（Ⅰ型及びⅡ型）及び牛伝染性鼻気管炎にあつては、筋肉内注射法
 - (2) 豚熱にあつては、皮下又は筋肉内注射法
- 6 その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

◎群馬県告示第64号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、藤岡都市計画事業を令和8年3月17日、次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 藤岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 藤岡都市計画公園事業 5・5・2号 毛野国白石丘陵公園
- 3 事業施行期間 令和8年3月17日から令和15年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 藤岡市白石字北原地内及び白石字猿田地内
 - (2) 使用の部分 なし

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、伊勢崎都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 伊勢崎都市計画用途地域 長沼町地区、田中町第二地区、阿弥大寺町地区及び境下
湍名地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和8年2月27日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び伊勢崎市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、伊勢崎都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 伊勢崎都市計画地区計画 田中町第二地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和8年2月27日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び伊勢崎市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、伊勢崎都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 伊勢崎都市計画地区計画 阿弥大寺町地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和8年2月27日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び伊勢崎市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、伊勢崎都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 伊勢崎都市計画地区計画 長沼町地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和8年2月27日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び伊勢崎市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、伊勢崎都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 伊勢崎都市計画地区計画 境下湊名地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和8年2月27日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び伊勢崎市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、伊勢崎都市計画公園の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 伊勢崎都市計画公園 2・2・84号下海老公園
- 2 都市計画の変更年月日 令和8年2月27日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び伊勢崎市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、東都市計画公園の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 東都市計画公園 3・3・3号南小学校区近隣公園
- 2 都市計画の変更年月日 令和8年2月27日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び伊勢崎市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、東都市計画公園の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月17日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 東都市計画公園 3・3・4号田部井天神沼公園
- 2 都市計画の変更年月日 令和8年2月27日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び伊勢崎市都市計画部都市計画課

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとお

り道路の位置を指定した。

令和8年3月17日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字大久保3285-7	延長 46.91 幅員 4.50	群馬県指令前土第304-10号 令和7年8月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和8年3月17日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	甘楽郡下仁田町大字下小坂字田中224-1、224-2、234、235、245、246、234地先道路の一部	埼玉県新座市畑中二丁目16番22 東静工業株式会社 代表取締役 福島和典

■ 教育委員会規則

群馬県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十七日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第三号

群馬県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和二年群馬県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「令和二年文部科学省告示第一号」第三(1)を「令和七年文部科学省告示第百十四号」第一章第三節(1)に改める。

第三条中「前条」を「前二条」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定）

第三条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第八条第一項の規定により、同項の業務量管理・健康確保措置実施計画を定めるものとする。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

■ 落 札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和8年3月17日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 随意契約に係る特定役務の名称 群馬県流域下水道事業財務会計システム構築及び運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県県土整備部下水環境課流域経営係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和8年1月29日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社フューチャーイン東京支店 東京都港区三田三丁目5番27号 住友不動産東京三田サウスタワー7F
- 5 随意契約に係る契約金額 48,298,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続 公募型プロポーザル
- 7 公示をした日 令和7年10月31日
- 8 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

■ 正 誤

○告示正誤

令和7年10月17日群馬県告示第223号（土砂災害警戒区域等の指定）

発行番号	第10341号				
ページ	11				
行	2～5				
誤	北金井1	太田市北金井町	同上	地すべり	同上
	北金井2	太田市北金井町	同上	地すべり	同上
正	なし	なし	なし	なし	なし
	なし	なし	なし	なし	なし

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111